

平成30年8月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成30年8月27日（月曜日）

平成30年8月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年8月27日(月曜日) 午前9時00分～午前10時00分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 8 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 11 名です。2 番、富田委員から欠席の届けがありました。
よって 12 名中 11 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、7 番の東山崎委員と 9 番の松山委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 3 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転
に関するものが 3 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 41 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 本日、担当委員の富田委員が欠席となっております。現地調査報告書をお預かりして
おりますので、読み上げさせていただきます。8 月 27 日に譲受人の〇〇氏の立会いで
現地を調査いたしました。現地は、〇〇より約 100m のところの水田地帯の一角で、普
通水稻が作付けされておりました。約 10 年以上前より譲受人が水稻を作付けしている
田であり、今回、譲渡人の〇〇氏との間で、売買契約が成立したとのことであった。譲
受人本人は高齢であるが、土日の休みを利用して息子さんがほとんど管理をしていると
のことであった。今回の 3 条申請に何ら問題はないと思われます。との意見書が届いて
おります。よろしく願いします。

議長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し
ていただきたいと思ひます。

10 番： (挙手)

議 長： 10番、徳留委員どうぞ。

10番： 10番、徳留です。別添調査表で譲渡人は町外に居住してと記載されているが。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 別添調査表の記載について、町外に居住してと記載しておりますが、町内の誤りです。あわせて、譲受人の息子さんについても、町内の譲受人の近くにお住まいになられているということで、休日に農作業ができるということです。

議 長： 他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第41号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第41号 受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第41号 受付番号2番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6ページをお開きください。

(議案第41号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番： はい。淵脇です。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

5番： 8月16日に譲受人の〇〇さんと現地を確認しました。〇〇番の畑と〇〇番〇・〇〇番〇の田ですが、現在、畑については〇〇さんが飼料作物を、田については普通水稻が作付けされております。〇〇番〇については、現在、〇〇が共同で水田として管理されており、作付けされておりました。今回、譲渡人の〇〇さんは70歳を超える高齢で、現在、病気療養中ということで病院にも通院されております。後継者もないということで、今後の農地の維持管理が困難であり、現在、耕作されている譲受人の方に話しをされたようです。農地のほとんどを譲受人に譲るということですが、〇〇が耕作しております、そこも含めて売買することとなったようです。譲受人の〇〇さんについては、〇〇で畜産を中心に水稻を作付けされており、話しを聞きますと、経営面積が5ha程ある

とのことですが、農地もきれいに管理をされており、問題はないものと思われます。〇〇のこの辺りの農地は区画整理がされておりますが、話し合いの中で、田は概ね 10a 当たり〇〇円ということも言われており、今回の売買価格もそれに沿ったものとなっております。話し合いが進んだものです。畑も含まれておりますが、畑も同じく〇〇円となっております。畑については、若干高いのではないかと思います。本人同士の話し合いで田と同じ単価で買っていただくという話しも出たようで、そこは確認させていただいております。今回の申請については、譲受人もしっかり管理をしたいと思います。何ら問題はないと思いますので、皆様方の審議をよろしくお願いします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 補足ではありませんが、7 ページの左側の〇〇番〇については、現在、農地中間管理事業の参加農地となっております。〇〇さんが農地中間管理事業に参加する際に、地域集積協力金の交付を受けているところです。今回、所有権移転になるということで確認したところ、農地として面積に変更はありませんので、〇〇さんに一部交付金の返納が生じるのみで、後のペナルティーはないとのこと。関連しまして、ご報告させていただきました。

議 長： 1 筆だけですか。金額は。

事務局： 1 筆だけです。金額は〇〇円程度です。

議 長： 田淵委員。〇〇地区でこのような 10a 当たりの単価について、〇〇地区ではどうですか。

8 番： 〇〇地区では、今はないような気がしますし、〇〇円は少し高いような気もします。

5 番： そういった中で、〇〇地区では基盤整備をしたところについては、単価を決められているようです。

議 長： 同じ地域で、単価が統一されればやり易いのでしょうか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 41 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 41 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 41 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 41 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番： はい。東山崎です。

議長： 東山崎委員どうぞ。

7 番： 8 月 20 日に譲受人の父親と日高推進委員の 3 名で現地を調査しました。現地は〇〇自治会から約 2km 南側にあります。南東側から山林に囲まれた牧草地でした。今回、ピーマンを栽培するための新設のハウスを建設するとのことで、今まで借地であったが売買の話となり、今回の申請となったところです。本人はピーマンで、父親は畜産を営んでおり、安定した経営状況で、農地の管理もしっかりされており、特に問題はないと思われま

議長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございましたら、出していただきたいと思

1 番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。今、〇〇君はハウスピーマンですよね。そのハウスはなくなるということですか。

7 番： いいえ。新たに建設するとのこと

1 番： それであれば、一人では手が回らないと思われるが。

7 番： 父親の手伝いもあると思うが、今回のハウスは 1,400 m²で、今回、新築するものが 3,000 m²です。

1 番： 後藤委員、一人で 4,000 m²も 5,000 m²も手が回るものですか。独身ですが。

1 1 番： 若いから。今は若い方々が増えてきて、お互い刺激し合っている状況です。〇〇君も勉強熱心ですが、少し面積的に心配な点も確かにあります。私は夫婦で 3,000 m²ですが、一杯一杯というところ

1 番： 硬プラですか。

1 1 番： いいえ、何年間かは張りっぱなしのハウス、5年程度は張りっぱなしのビニールハウスですね。

9 番： 近くの方も何人かは、手伝いに行かれています。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 41 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 41 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 42 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 10 ページの議案第 42 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 42 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。
推進委員の皆様からもご意見などありませんか。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 12 ページの受付番号 1 番から 5 番の設定をする者の〇〇氏と〇〇氏となっております。賃借料が 5 筆まとめて〇〇円ということになっておりますが、〇〇氏と〇〇氏がご兄妹ということから〇〇氏の方へ一括振り込みということとなっております。

議 長： 何かございませんか。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。受付番号 10 番の〇〇ですが、すき込み用とは何ですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 豚糞を散布しまして、その後に耕耘をされる計画で借りられるとのこと。野積みではなく、すき込めば良いとなっているようです。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員。

1 2 番： すき込み用牧草という実態はありますか。牧草を植えた実態は。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 牧草を記載しておりますが、実際はすき込み用とお考えいただきたいと思います。

1 2 番： ただのすき込み。

事務局： はい。

1 番： 10,000 m²ということは、相当な量だが。1回では撒けないでしょ。

事務局： なので、設定期間を長くとられていると考えます。

事務局： ○○は今回、し尿処理場を更新しましたので、その辺は大丈夫だと思います。

1 番： 豚糞をそのまま畑に持って行って撒くだけではないですか。

8 番： それを長年にわたり続ければ土地はどうなるのでしょうか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ○○からの計画がありますが、豚糞を撒いてその後すき込みをし、牧草の種を蒔きます、という計画にはなっております。影響があるなしについては、我々も把握しておりませんので、お答えできないところですが、豚糞のすき込みについては、徐々に進められているようです。

議 長： 衛生上、豚舎に入る機会が我々もなく、どのような堆肥なのか分からない訳ですが、環境問題に発展した時が問題です。周辺住民へ及ぼす生活環境とかは把握していただきたい。

1 2 番： ここは、すき込み用の機械を持たないのに、どのようにするのか。

事務局： そこについては、畜産担当に確認しますので。

事務局： ○○も人家に近くないところを選定しておりますので、環境的には問題はないと思っております。

7 番： 以前も垂れ流しの問題が発生しております。

議長： 様々な問題が発生しないように、注視して、何かがあった場合は事務局と連携し、経済課の畜産担当もいるわけですから、考えておいていただきたいと思います。畜産の排せつ物は、生活環境に影響を及ぼすことが大きいので、そのようなことを考えながら、我々の対応として考えておいていただきたいと思います。

議長： よろしいですか。この10番については、横原委員の担当区ですが、佐多地区の委員の皆様も注意していただきたいと思います。

事務局： はい。その件について、住民の方々からも通報があったりしますので、その都度、担当と一緒に現場を確認しているところです。そのものであろうと思われる方については、指導しておりますが、なかなか解消されないところなので、もし、お気づきのところがありましたら、事務局の方に一報いただければ、証拠写真等を撮っていきたいと思っております。今後は少々厳しい指導・処分も考えておりますので、まずは、皆さんの方から、ご一報いただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長： 他にございませんか。
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第42号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第42号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手をお願いします。

2 番： 普通水稻とWCSの薬剤散布について

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

事務局： 新規参入の法人概要等について

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成30年8月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員